

福島県多面的機能支払推進協議会
キャラクター及び愛称使用に関する細則

平成21年2月23日付 20福島地域協議会第193号
最終改正 平成27年6月12日

(目的)

第1条 この細則は、福島県多面的機能支払推進協議会キャラクター及び愛称（以下「キャラクター及び愛称」という。）の適正な使用を確保し、その普及を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター及び愛称に関する権限)

第2条 キャラクター及び愛称に関する著作権は、福島県多面的機能支払推進協議会（以下「福島推進協議会」という。）に帰属する。

(使用の申請書)

第3条 福島推進協議会の構成団体となっている者がキャラクター及び愛称を使用する場合（以下「届出者」という。）は、福島推進協議会に「福島県多面的機能支払推進協議会キャラクター及び愛称使用届出書」（別記様式第1号）を事前に提出するものとする。

2 福島推進協議会の構成団体以外の者がキャラクター及び愛称を使用する場合（以下「申請者」という。）は、福島推進協議会に「福島県多面的機能支払推進協議会キャラクター及び愛称使用申請書」（別記様式第2号）を事前に提出し、その承認を受けるものとする。

(使用の承認)

第4条 福島推進協議会は、前条第2項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとし、「福島県多面的機能支払推進協議会キャラクター及び愛称使用承認書」（別記様式第3号）を交付するものとする。

- (1) 多面的機能支払の促進または正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保、証明するものとして利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想または宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (7) その他承認することを福島推進協議会が不相当と認めた場合。

(使用上の遵守事項)

第5条 申請者及び届出者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクター及び愛称を使用する際は、別紙「福島県多面的機能支払推進協議会キャラクター及び愛称マニュアル」に従って、正しく利用すること。
- (2) 承認されたまたは届け出た内容のみに使用すること。
- (3) キャラクターの一部のみを使用し、または変形したり他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- (4) 使用承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。

(使用承認の取り消し等)

第6条 福島推進協議会は、キャラクター及び愛称の使用が、この細則及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用を取り消すことができる。

- 2 福島推進協議会は、申請者または届出者にキャラクター及び愛称の使用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

(使用料金)

第7条 キャラクター及び愛称の使用料は無料とする。

(使用期間等)

第8条 キャラクター及び愛称の使用期間は、最長で、使用承認の日から5年間とする。

- 2 使用期間後にキャラクター及び愛称の使用が判明した場合は、福島推進協議会は使用を中止させることができるものとする。

(無断使用への対応)

第9条 第4条の承認を受けないで、キャラクター及び愛称が使用された場合は、福島推進協議会は、その無断使用者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

(使用に起因する問題)

第10条 キャラクター及び愛称の使用に起因する問題が生じた場合には、申請者または届出者が速やかに対処するものとし、福島推進協議会は一切責任を負わない。

(その他)

第11条 本細則に定めるもののほか、キャラクター及び愛称使用に関し必要な事項は、福島推進協議会が別に定める。

付 則

この細則は、平成21年2月23日から施行する。

付 則 (平成24年4月1日改正)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年6月12日改正)

この細則は、平成27年6月12日から施行する。